

<論文（税法）>

会社法上の剰余金の配当と法人税法上の みなし配当について

黒田 宣夫

要旨

会社法制定後、利益の配当から剰余金の配当に名称が変わり、そこには利益の配当はもちろんのこと、その他資本剰余金の払戻し、自己株式の取得も含まれる。

会社法上、自己株式の取得は、株主に金銭等を交付して行うため剰余金の分配として整理されている。法人税法上、自己株式の取得により交付した金銭等の額の合計額が取得資本金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、株主にとってはみなし配当となる。

法人税を課税した後の利益積立金を原資として配当するのであれば受取配当等の益金不算入等の制度を利用することは何ら差し支えないが、まだ法人税が課税されていない資産の含み益の部分までも受取配当等の益金不算入等の対象とすることには問題があるので、みなし配当は利益積立金の範囲以内にとどめるべきである。

キーワード

資本剰余金、利益剰余金、剰余金の配当、資本の払戻し、みなし配当、自己株式

はじめに

法人税法上、資本取引と損益取引の区分について、22条5項において資本等取引とは「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配をいう。」とされ、会計学上の資本取引に、利益又は剰余金の分配にかかる取引を含むこととされているところであり、本稿においては

分配、配当を中心に論を進める。

その前に資本剰余金と利益剰余金の混同の問題に触れる。会社法上利益準備金を資本に繰入れることができるかについては明らかにされていないが、会社計算規則では資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止しているところである。資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止していても、資本剰余金から株主に配当されていくとすれば何のために混同を禁止しているのか意味のないことになる。

会社法制定後、利益の配当から剰余金の配当に名称が変わり、そこには利益の配当はもちろんのこと、その他資本剰余金の払戻し、自己株式の取得も含まれる。資本の払戻しすなわち資本金を減少するとともに株主に金銭を交付するには、会社法上、資本減少の手續と剰余金の配当の手續をとらなければならない。

この資本の払戻しを行った場合、法人税法上みなし配当が発生することは奇異に感じられるところである。なぜそのような規定になったのか、またそれにまつわる問題について検討を加える。また、平成18年の法人税法改正に伴って発行法人の自己株式の取得は資本の払戻しと整理され、その取扱いが大きく変わったところであり、自己株式の取得に伴うみなし配当にまつわる問題についてもテーマとする。

1. 資本剰余金と利益剰余金の区分の問題

企業会計原則の一般原則の第3原則では「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」とあり、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成14年2月21日企業会計基準に委員会）の19項では「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない。」とされている。その趣旨は前記会計基準の60項によると「資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金を利益性の剰余金に振り替えることを無制限に認めると、払込資本と払込資本を利用して得られた成果

を区分することが困難となり、また、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金をその他資本剰余金に区分する意味がなくなる。」と説明されている。

会社法上、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められないのが問題となる。商法293条の3において利益準備金の資本組入れが認められていたが、資本性の剰余金を利益性の剰余金に振替えることができるかについて定めはなかった。会社法では資本と利益の混同を禁止する規定は特に存在しない。会社法448条において準備金を減少させて資本金とすることが出来るとあるが、その場合の準備金は資本準備金に限定されていない。

会社計算規則において、資本準備金から資本金に振替えることは認められる(計規48①一)が、準備金から資本金への振替は資本準備金に限るとされているので(計規48①一カッコ書き)、利益準備金から資本金に振替えることはできないとされている。同様に、資本金から資本準備金に振替えることは認められる(計規49①一)が、利益準備金に振替えることはできない。資本金からその他資本剰余金¹に振替えることは認められる(計規50①一)が、その他利益剰余金に振替えることはできない。資本準備金からその他資本剰余金に振替えることは認められる(計規50①二)が、その他利益剰余金に振替えることはできない。また、利益準備金及び当期純利益からその他利益剰余金に振替えることができる(計規52①)が、その他資本剰余金に振替えることはできない。

資本と利益の振替が許される例外は、その他利益剰余金がマイナスである場合(繰越損失がある場合)に、その他資本剰余金、準備金及び資本金を取崩すことによって欠損金を補てんする場合である。その他資本剰余金などの取崩しについては、前述の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の61項において、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない。ただし、利益剰余金が負の残高の時にその他資本剰余金で補てんするのは、資本剰余金と利益剰余金の混同には当たらないとしている。

会社計算規則では明示的な規定が設けられていないが、その他資本剰余金の

適切な額を減少させること（計規50②三）とその他利益剰余金の適切な額を増加させること（計規52①三）の組み合わせにより、会計慣行上許容される場合に限り認められるものとして整理されている。² なお、会社法上資本準備金を取崩して欠損を補てんするには、株主総会において欠損てん補を目的とした資本準備金の減少（その他資本剰余金の増加）の決議（会社法448条）とその他資本剰余金の処分の決議（会社法452条）が必要となる。

このように会社計算規則が、企業会計に合わせて商法の時代よりも資本と利益の区分を厳格化していることについて、岩崎友彦氏は「利益準備金を減少させて資本金の額を増加させることができるとすると、当該資本金の額を減少させて資本剰余金（資本準備金又はその他資本剰余金）の額を増加させることができることになるので、ひいては、（資本剰余金を利益剰余金に振り替えるという方向ではないものの）資本剰余金と利益剰余金を混同することにつながるからである」³として利益準備金の資本組入れはできないとする立場を採っておられる。

このような立法当事者の意見に対して疑問の声は多い。尾崎安史教授は「その他利益剰余金とその他資本剰余金との取扱いの差は会社法上ほとんどない。利益に資本金化も禁じられた。その政策判断の当否はもとより問題ではあるが、そのような制度設計をしておきながら、例えば資本欠損填補補完制度である法定準備金を維持することの意味が何かは疑問としてよいであろう。

資本金のほかに払込剰余金の設定を許容することの合理性も改めて検討する必要があるであろう。純資産の部での剰余金の区分を強制させることによって法的に期待しているものが投資家への情報提供だけなのか。資本制度を含め、なお法的検討が必要であるように思われる。」⁴と述べられている。

秋坂朝則教授も「会社計算規則がこのような規制を設けたのは、拘束の厳しい項目から拘束の緩い項目への計数の変更だけでなく、その反対である拘束の緩い項目から拘束の厳しい項目への計数の変更についても、資本と利益の区分の原則を適用し、その取扱いを厳格なものとしたと考えられる。しかし、この

ような規制を資本と利益の区分の原則だけに求めることができるかについては疑問が残る。何事にも例外があるとの考えからすれば、わざわざここまでの規制を強化する必要があったのであろうか。また、会社法の規定からではこのような規制が読み取れず、このような事項に関する委任規定も会社法に設けられていないことからすれば過剰な規制とも思える。」⁵として、会社計算規則において資本と利益の区分を厳格化されたことに疑問を持っておられる。

また、中野百々造教授は、「商業登記法では、利益準備金の減少による資本金の額の増加による変更の登記申請に関する規定がある（商登69）。会社法448条は、準備金の資本組入れを規定しており、準備金は資本準備金又は利益準備金を総称する概念である（会社法445④）ので、商業登記法の規定に照らしても、利益準備金の資本組入れは可能であると解するのが相当である。」⁶として会社法上は利益準備金の資本組入れは可能であるとされている。

法人税法上、資本取引と損益取引の区分について、22条5項において資本等取引とは「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配をいう。」とされ、会計学上の資本取引に、利益又は剰余金の分配にかかる取引を含むことから資本等取引とされており、それ以外が損益取引となる。さらに、資本金等の額（法法2十六）と利益積立金額（法法2十八）とは明確に区分されている。これは払込資本と未決済課税済み留保利益を峻別し、その区画線が乱れないよう維持することにより、課税の公平・適正を図ることを狙いとするとされる。⁷

平成18年以前の法人税法は、商法上許されていた利益又は準備金を資本組み入れる場合、直接利益又は準備金を減少させるのではなく、まず資本積立金額を減算させることとしていた（旧法法2十七カ）。会社法制定後の法人税法施行令8条1項14号において、準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合の規定が存在するが、この場合の準備金については資本準備金又は資本剰余金に限るという規定になっておらず会社法に合わせた規定振りとなっている。ただし、法人税基本通達1-5-3（利

益準備金の資本組入れがあった場合の資本積立金の減算)の規定が会社法施行後は削除されている。

2. 配当可能な剰余金

平成14年4月に施行された商法改正以前は資本と利益を峻別し資本準備金を取り崩して配当を行うことができず、また、利益準備金の積立要件が資本の4分の1に達するまでは毎決算期に利益処分として支出する金額の10分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないとされていたが、改正後は、資本準備金の額と合わせて、資本の4分の1に達するまで、毎決算期に利益の処分として支出する金額の10分の1以上を利益準備金として積み立てることに緩和された(商法288)。

また、法定準備金の取り崩しは資本の欠損の填補と資本組入れのみに使用が限定されていた(商法289①)が、改正後は資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の4分の1に相当する額を控除した額を限度として、資本準備金及び利益準備金を減少させることができるようになったため(商法289②)、純資産から減少後の資本準備金及び利益準備金の合計額を控除した金額が利益の配当の原資になり、直接的な表現ではないが資本準備金を減少させて配当することができるようになった(商法290)。

さらに、平成14年4月に施行された商法改正以前は、資本の減少によって減少した資本の額が、株式の消却又は払戻しに要した金額及び欠損の填補に充てた金額を超えるときは、その超過額(減資差額等)は、資本準備金として積み立てることとされていた(旧商法288の2①四)が、改正商法はこの規定を削除し、減資差額も、資本準備金の減少手続(商289②)によって生じた差益と同様、配当可能な剰余金として扱われるようになった。

旧法人税基本通達3-1-7の5においてそのことが確認されていた。すなわち「法人が受ける利益の配当が、商法第289条第2項《法定準備金の取崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資

として行われたものであっても、法第23条《受取配当等の益金不算入》の規定の適用があることに留意する。」とされていた。しかしながら、その他資本剰余金を原資とする配当のすべてを利益剰余金の配当と同一視することは問題視されていた。

一方、企業会計では「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（平成14年2月21日企業会計基準委員会）の3項において、「株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する。」とされており、原則として配当受領額を収益とせず配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する処理をすることとされていた。同4項においては、「配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合は、配当受領額を受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として計上する。」とされている。

このように、商法ではその他資本剰余金を原資として配当を行うことができるようになったが、企業会計ではその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、利益の配当とは見ずに、払込資本の払戻しという考えのもとに有価証券を減額していた。

3. 利益の配当から剰余金の配当へ

会社法では、利益の配当とは持分会社の社員が受ける利益の配当に使われる用語となり、従来使われていた株式会社の利益の配当は、その他資本剰余金からの配当をも含めて剰余金の配当という新しい概念となり、その他資本剰余金から配当を行うことができることが明記された（会社法446、計規177）。

すなわち、会社法上の剰余金とは、その他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額であり、江頭憲治郎教授によると「剰余金の配当は、会社が株主に対し、その有する株式の数に応じて会社財産（配当財産）を分配する行為であり、営利を目的とする株式会社の本質的要素である。一方、株式会社における株主

の有限責任の制度的裏付けとして、株主に対する財産分配の限度額が法律上定められている。剰余金の配当は、株主に対する財産分配の方法としてもっとも広く行われているものであるが、会社による自己株式の取得も、実質的に株主に対する財産分配としての機能を果たしうる」⁸とされる。

その他資本剰余金から配当を行うことができることと資本剰余金と利益剰余金の区分の関係について、田宮治雄教授は「株式会社においては、資本の食いつぶしが起こらないように資金運用を監視するために資本取引と損益取引が区別される必要があり、資本剰余金と利益剰余金とが厳密に区分された貸借対照表に基づき利益剰余金の範囲で株主に対する配当がなされていることが示されれば、少なくとも払込資本が維持されていることを財務諸表の読者が確認できるとされてきたのである。

以上のように捉えると、配当可能利益（分配可能額）の算定という目的が消えたことが資本剰余金と利益剰余金を区分する必要がなくなることに直結するわけではないことがわかる。資本の食いつぶしが起こらないように資金運用を監視する役割が依然として残っているからである。」⁹と述べられている。資本剰余金と利益剰余金の区分は強欲な株主の配当要求に対する歯止めにもなると考えられる。

4. 会社法上の減資

資本金の減少とともに株主に金銭を交付すること（株式の消却¹⁰を伴わない有償減資）は、商法375条1項1号に規定されていたが、会社法施行後は直接払い戻すことができなくなった。会社法において資本金の額を減少するには会社法447条の規定によらなければならないが、減資して株主に払戻しを行おうとする場合には、資本減少の手続（会社法447）で直接払い戻すことは出来ず、別途、会社法453条の剰余金の配当の手続をとらなければならない。したがって、資本金の額の減少によって増加した分配可能額を用いて剰余金の配当を行うには、原則として株主総会において資本金の額の減少に関する事項を決議してそ

の他資本剰余金に振替える（会社法446①三、計規50①一）と同時に、剰余金の配当に関する事項を決議することになる。

その他資本剰余金から配当に回すことが可能となったので、債権者保護の観点から、資本金又は資本準備金を減少させてその他資本剰余金に振替える場合には、当該株式会社の債権者は、会社に対しその減少について異議を述べることができることとなった（会社法449）。このことによって野放図にその他資本剰余金から配当が行われることはないと考えられる。

一方、株式の消却を伴う資本減少は、資本金の額の減少に関する事項の決議とは別に、自己株式の取得手続及び会社法178条による自己株式の消却手続を行う必要がある。

5. 法人税法上の資本の払戻し

会社法施行後は、剰余金の配当を伴わない無償減資は、資本金が減少して従来資本積立金が増加することになるが、法人税法の規定上資本金と資本積立金は合体され「資本金等の額」となったため、「資本金等の額」内の移動であり課税関係も生じない。

法人税法施行令8条1項に資本金等の額の減少項目が掲げられており、その19号に資本の払戻しがある。それは「法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいう」とされ、法人税法24条1項3号は「資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は解散による残余財産の分配」と規定されている。ここで剰余金の配当のうち分割型分割によるものを除いたのは、分割型分割が物的分割と分割された法人の株式を対象とする剰余金の配当と位置づけられたため、そのような場合の剰余金の配当は、資本の払戻しにいう剰余金の配当に該当しないことを明らかにしたものである。

資本の払戻しを行った場合、交付した金銭等の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を、どのように資本金等の額から減少させるかが問題となるが、法

人税法施行令では全額を資本金等の額から減少させることはせずに、簿価純資産額は資本金等の額と利益積立金から成り立つという前提のもとに、資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を資本金等の額に対応する部分(減資資本金額)と利益積立金に対応する部分にプロラタ計算により区分することとした。具体的な計算方法は、下記の算式により減資資本金額を算出し、その減資資本金額を資本金等の額から減少させる(法令8条①十九)。ついて交付した金銭等の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から減資資本金額を控除した残りの部分を利益積立金額から減少させることとなった(法令9①九)。

$$\text{減資資本金額} = \frac{\text{資本の払戻し等の直前の資本金等の額}}{\text{資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額}} \times \text{前事業年度末の簿価資産価額}$$

(注) 直前の資本金等の額が零以下である場合には零とし、直前の資本金等の額が零を超え、かつ、簿価純資産額の金額が零以下である場合又は直前の資本金等の額が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを切り上げる。

6. 資本の払戻しによるみなし配当

剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く)は、法人税法23条1項により受取配当等の益金不算入の対象となる配当に該当する。一方、法人が非適格合併、非適格分割型分割、資本の払戻し、自己株式の取得等を事由として金銭の額及び金銭以外の資産の交付を受けたときには、交付を受けた合計額がその法人の資本等の金額のうち交付の基因となった法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる(法法24①)。これがみなし配当である。

資本の払戻しにより金銭の額等の交付を受けた場合は、その金額からみなし配当となる金額を控除した金額は、株主にとって株式の譲渡対価となる(法61

の2①一)。

資本の払戻しについては、剰余金の配当といっても資本剰余金の額の減少に伴うものに限られているのであるから、資本金等の額を減少させるだけで十分であると考えられが、法人税法上は利益積立金からの払戻しもあるとしてみなし配当の計算も行う。このように株主にとって利益積立金額が払い戻された部分はみなし配当となり、減少する資本金等の額に対応する部分が株式の譲渡対価となるというように按分計算（プロラタ計算）をすることの意味は、どこにあるかが次に問題となる。

7. プロラタ計算の問題

大島恒彦氏は、「資本剰余金の額の減少を伴うものをプロラタ方式の対象とするのではなく、剰余金の配当そのものについてプロラタ計算をすべきだと考える。会社資産に資本と利益の色目がついていないから区分計算をあえてするというのなら、何故、資本系列の原資についてのみ区分計算を行い、剰余金の配当額については区分計算を行なわないのだろうか。剰余金の配当額そのものが、すでに資本と利益の双方を原資としたものである。」¹¹として、プロラタ計算を行うのは剰余金の配当が利益剰余金及び資本剰余金を原資とするからであるとすれば、剰余金の配当額そのもの（利益剰余金からの配当又は剰余金の配当の全額と考えられる）についてもプロラタ計算をすべきだと述べられている。

これに対し、成道秀雄教授は、「税法では、資本剰余金と利益剰余金があって、意図的に配当課税を免れるために資本剰余金を優先して配当の原資とすることを防止するためにプロラタ方式を用いたといえよう。会社法では資本剰余金のみしかない場合でも配当として用いることができるように考えたのであるから、利益剰余金が存在しないから資本剰余金で配当を行なうことが通常であるとは考えていないのではないか。そのようにして株主総会で承認を得ることがあるのであろうか。言い換えれば、利益剰余金がなくて、資本剰余金しかない場合のみを想定しているのではないか。であれば、税法からは、利益剰余金

があれば、たとえ資本剰余金を配当に回したとしても、まずは利益剰余金から配当に回したとして課税関係をみていけばよいのではないか。順序としてあくまで利益剰余金を最初に用いて、それがなくなった場合に資本剰余金を用いるとするのである。この場合には当然にマイナスの利益積立金は生じない。それゆえ、プロラタ方式を用いることについては再検討を促すものである。」¹²と述べられている。

法人税法23条の配当は、従来の利益の配当にあたる資本の払戻し以外の利益剰余金を原資として配当されるものであり、一方、法人税法24条のみなし配当は、資本剰余金の額の減少に伴う「資本の払戻し」を原資として配当されるものであり、成道秀雄教授の主張されるような配当に回す優先順位の問題ではない。あくまでも資本の払戻しについてプロラタ計算をすることの意義が問題である。成道秀雄教授は利益剰余金がなく、資本剰余金しかない場合のみを想定しているのではないかとされているが、そのような極端な場合を想定してまでプロラタ方式を一般原則にするとは考えられない。

資本の払戻しにプロラタ方式を採用した理由について考えるに、第1に、資本剰余金を原資とする配当について、旧法人税基本通達3-1-7の5¹³が全額受取配当とし、一方、企業会計基準委員会が原則として有価証券の帳簿価額から減額する会計処理を取っていたことの間をとったものと考えられる。

第2に、「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」の4項では売買目的有価証券の場合には受取配当金とすることができるとしたことは前述のとおりであるが、さらに14項及び15項において、資本準備金は原則として払込資本であるが利益性の剰余金たる性格を持つ部分が含まれている。よって、その他資本剰余金の処分による配当受領額でも収益として計上することが明らかに合理的である場合には受取配当金として収益計上することができることとされていることも一つの理由として考えられる。

第3に、平成18年以前の法人税法では有償減資を行った場合においても、減資資本等金額を計算する場合プロラタ計算をしていたのであり(法2十七ツ、

法令 8 条の 2 ⑨)、その当時の規定について中野百々造教授は「比喩的には会社の部分解散による残余財産の分配と準えることができる。」¹⁴と述べておられる。平成18年の改正後の法人税法24条1項3号の規定は、それ以前の規定と大きく変わっておらず、資本の払戻しと解散による残余財産の分配が並列して規定されていることをみてもこの考えが妥当なところであろう。

8. 自己株式の取得

旧商法施行規則91条において自己株式は資本の部に記載することとされていたが、その流れを受け継ぎ、会社計算規則108条においても自己株式は株主資本の控除項目とされている。さらに会社法上自己株式の取得は、株主に金銭等を交付して行うため剰余金の分配として整理されており、株主への配当と同様の財源規制を受けるが、剰余金の分配可能額以内であれば発行会社は自己株式を取得できる。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の7項では、「取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。」と定めている。資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。

法人税法上、相対取引等で自己株式を取得した場合については、会社法制定を契機として、平成18年度の税制改正以降、資産として認識せず、資本の払戻しとして資本金等の額を減額することとされている。自己株式の取得に際し交付した金銭等の額のうち取得資本金額に対応する金額は、資本金等の額から減算することになる。取得資本金額の計算は、1の種類の株式を発行していた法人の場合を例にとると次のとおりとなる（法令 8 ①二十イ）。

$$\text{取得資本金額} = \frac{\text{自己株式取得直前の資本金等の額}}{\text{自己株式取得直前の発行済株式総数}} \times \text{取得自己株式数}$$

利益積立金の減少は、自己株式の取得により交付した金銭等の額の合計額が取得資本金額を超える場合におけるその超える部分の金額となり（法令9⑩）、株主にとってはみなし配当となる（法24④、法令23④）

9. マイナスの資本金等の額の問題

平成18年度の税制改正以降、自己株式を取得した場合、その取得の対価は資本の払戻しとして資本金等の額を減額することになるが、取得金額が、資本金等の額を上回る場合、資本金等の額がマイナスとなることも有りうる。次の事例により資本金等の額がマイナスの場合のみなし配当の計算例を示してみる。

発行済株式総数	100
自己株式取得直前の資本金等の額	△ 400
取得自己株式数	20
交付を受けた金銭等の額	500

取得資本金額に対応する金額は、前記計算式により計算すると次のとおりとなる。

$$\frac{\triangle 400}{100} \times 20 = \triangle 80$$

みなし配当の金額は、交付を受けた金銭等の額から取得資本金額に対応する部分の金額を控除した金額であり、次のとおりとなる。

$$500 - (\triangle 80) = 580$$

このような事態は、法人株主にとっては受取配当益金不算入制度によって救われると考えられるが、個人株主にとっては、交付を受けた金銭等の額（500）以上のみなし配当の額（580）が課税されることになり不合理な結果となる。

そこで、平成19年の改正により、法人税法施行令第8条第1項第20号及び同第23条第1項第4号の規定に、「当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には、零」という一文が括弧書きで加えられた。こ

の改正によって資本金等の額がマイナスの場合は、みなし配当の額は交付を受けた金銭等の額の範囲内で打ち止めされることとなった。

この措置は自己株式の取得以外の非適格分割型分割、適格分割型分割、資本の払戻しについても講じられることとなった。

10. マイナスの利益積立金の問題

まず、自己株式を取得した場合にみなし配当が生ずる事例について検討を行う。

- (1) 1株当たりの時価が8000である発行法人（資産5200、資本金等の額5000、利益積立金200、含み益2800 いずれも1株当たり）が、自己株式を1株当たり8000の対価で取得した。
- (2) 法人株主がその株式を1株当たり7000で取得していたとすれば仕訳は次のとおりとなる（みなし配当は源泉徴収されるが、ここでは省略）。

現金	8000	株式	7000
譲渡損	2000	みなし配当	3000

ここでみなし配当は、交付を受けた金銭等の額が株式又は出資に対応する部分の金額（取得資本金額）を超える金額であり、 $8000 - 5000 = 3000$ となる。

株式の譲渡損は、株式の譲渡の対価（みなし配当控除後の金額¹⁵）から帳簿価額を控除した金額であり（法法61条の2①）、 $8000 - 3000 - 7000 = \triangle 2000$ となる。

このような計算方式を採用したのは平成13年の法人税法改正後からであるが、それ以前のみなし配当は、株主等が交付を受けた金銭等の額が帳簿価額を超える場合のその超える金額のうち資本等の金額からなる部分の金額以外の金額とされていた（旧法24①）。しかしながら、法人がその活動により稼得した利益を還元したと考えられる部分の金額の有無や多寡は、本来、株主等の株式の帳簿価額とは関係がないことから、平成13年度改正によりこの帳簿価額を基準とする取扱いは廃止された。¹⁶

自己株式に伴うみなし配当制度は平成13年6月の法人税法改正によって登場したものであり、平成13年以前の考え方により計算し直すことは問題があるところであるが、あえて計算すると、みなし配当は200¹⁷、株式の譲渡益は800ということになる。

平成13年の改正後、みなし配当は、帳簿価額とは何ら関係はなく、株主等が交付を受けた金銭等の額が株式又は出資に対応する部分の金額(取得資本金額)を超える金額であるとされたことは理論的には正しいとしても、みなし配当は改正前に比べると含み益の金額だけ増加しており、株式の譲渡損も同額だけ増加する結果となった。また、利益積立金の残高はマイナス2800となる。

このような事例は、含み益が多いが利益積立金の少ない会社が自己株式を取得したという特殊な場合ともいえるかもしれないが次のような問題がある。

まず、受取配当等の益金不算入の規定は、法人税が課されたうえに、課税済みの利益積立金から配当をした場合その配当金にも課税すると二重課税となるのでそれを排除する目的で設けられた制度である。したがって、法人税を課税済みの利益積立金を原資として配当するのであれば受取配当等の益金不算入等の制度を利用することは何ら差し支えないが、未だ法人税が課税されていない資産の含み益の部分までも受取配当等の益金不算入等の対象とすることには問題がある。含み益がみなし配当とされるのは自己株式の取得の場合に限らず、非適格合併、非適格分割等の場合にも当てはまることである。

次に、先の事例で税務上の所得は、受取配当等の益金不算入の割合が現行では50%であることから、 $3000 \times 50\% - 2000 = \triangle 500$ となる。このように法人の所得を減少させることは、個人の場合配当控除があるにしても配当所得の取扱いに比して、優遇していることになり不公平である。

以上のことからみなし配当は利益積立金の範囲以内にとどめるという法改正が必要である。

おわりに

会社法施行後会社計算規則では資本と利益の混同を認めてないが、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金に振替えるには債権者の同意を条件に認められている。そして、その他資本剰余金を分配可能額の範囲以内であれば配当に回すことには問題はない。その他資本剰余金から配当が行われていくとすれば、その他資本剰余金とその他利益剰余金の振替を禁止している意味がないのではないかと考えられ。ただ、会社法制定に当たってその他資本剰余金とその他利益剰余金の振替を禁止するのは何のためか確信がもてず、会社計算規則にその取扱いを委ねたとも推測される。

委任規定が会社法に設けられていないにもかかわらず、会社計算規則において資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止したことに対する批判が強い。¹⁸ しかしながら、会計法規は、法人税法22条4項と同様に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他企業会計の慣行を斟酌しなければならないものであるから、各種意見もあるが、筆者としては資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止することに異論を唱えるものではない。

斉藤静樹企業会計基準委員会委員長は「近年の商法改正は、資本制度のもとの配当制限を、払込資本か留保金かの問題から、債権者が保護されるかどうかというこの制度の原点へ回帰させた。法定の手続きを踏めば払込資本でも配当財源に振替えられるのであれば、留保利益との区分は少なくとも法律上は本質的な意味をもたないことになる。会社財産の分配をめぐる法律上のニーズがなくなったとき、会計上の剰余金区分もまた現実的な有用性を失うのか、それとも配当規制とは別の意味をもつのか、もつとしたらどのような役割か、この問題は会計情報の利用目的にてらしてあらためて検討される必要がある。」¹⁹ と述べられている。その他資本剰余金とその他利益剰余金の振替を禁止している意味がどこにあるのか財務諸表の情報提供の役割に振り返って今一度根本から検討してみる必要がある。

税務の立場から言えば、法人税法では株主が拠出した資本金等の額と利益積

立金を峻別しておかないと、課税関係に大きく影響してくる。すなわち、株主にとっては同じ金銭の受領であっても資本金等の額の払戻しに対応する部分は課税されないが、利益積立金からの払戻し部分は配当となり課税を受ける（受取配当の益金不算入なり配当控除なりの二重課税の調整が必要となってくる）という違いがあるからであり、区分する目的ははっきりしている。

-
- ¹ 自己株式処分差益（計規37②）、資本金・資本準備金の取崩し額（計規50①）合併、分割に際しての相手からの引継ぎ額（計規62①、66①）などである。
 - ² 郡谷大輔他『会社法の計算詳解』267頁（中央経済社 平成18年）
 - ³ 岩崎友彦「資本金の額の増加と減少」『会社法大系 3巻』386頁（青林書店 平成20年）
 - ⁴ 尾崎安史「剰余金区分原則の会社法的意義」企業会計59巻2号38頁
 - ⁵ 秋坂朝則「会社計算規則における剰余金区分の原則」企業会計58巻6号28頁
 - ⁶ 中野百々造『会社法務と税務』1093頁（税務研究会出版局 平成18年）
 - ⁷ 武田隆二『法人税法精説』936頁（森山書店 平成16年）
 - ⁸ 江頭憲治郎『株式会社法』596頁（有斐閣 2006年）
 - ⁹ 田宮治雄「資本剰余金と利益剰余金を区分する意義の再考察」企業会計59巻2号42頁
 - ¹⁰ 株式の消却とは、会社の存続中に株式を消滅させることをいい、これによって既発行の株式が消滅するため、会社の発行済株式総数が減少することになる。会社法178条では「株式会社は、自己株式を消却することができる」とされており、株式の消却は、自己株式の消却として行なわれることになる。その結果、株式の消却については以前の強制消却はなくなり、いわゆる「任意消却」の方法のみとなった。なお、自己株式の取得又は売却によっては発行可能株式総数や発行可能種類株式総数は変更しない。
 - ¹¹ 大島恒彦「資本金等の計数変動と税務（下）」旬刊国税解説速報 1703号 19頁
 - ¹² 成道秀雄「剰余金の分配」税研 2007年7月号 53頁
 - ¹³ この通達は平成18年に廃止されている。
 - ¹⁴ 中野百々造『会社法務と税務』615頁（税務研究会出版局 平成14年）
 - ¹⁵ 有価証券の譲渡の対価には、売却代金以外にみなし配当の金額が含まれているので、譲渡の対価からみなし配当の金額を先取りしたうえで譲渡損益の計算が行われる。
 - ¹⁶ 高田次郎『改正税法のすべて 平成13年版』大蔵財務協会 113頁
 - ¹⁷ 平成13年以前において利益積立金は、法人税が課税済みの留保金であり、それが他

会社法上の剰余金の配当と法人税法上のみなし配当について 黒田

に移転する時（資本金に組入れられる時を含む）に、配当（みなし配当）が発生するとされていたので、この場合のみなし配当は利益積立金の残高を限度とする。

¹⁸ 江頭憲治郎『株式会社法』 599頁、603頁（有斐閣 2008年）

¹⁹ 齊藤静樹「新会計基準と基準研究の課題」企業会計 58巻1号22頁

（くろだ のぶお 本学教授）